

神戸女子大学履修規程

（目的）

第1条 本学における授業科目の履修は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）及びこの規程に定めるところによる。

（授業科目）

第2条 本学における授業科目は、学則第20条及び第21条に定められたものとする。

（単位の計算方法）

第3条 授業科目の単位は、学則第22条の規定に基づき計算するものとする。

- 2 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。また、これによらない授業科目とその単位の計算方法については、別表第1に定めるところとする。
- 4 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とし、別表第2に定めるところとする。
- 5 単位数を計算する際の授業時間数は、実時間45分を1時間とみなして計算する。

（授業科目の履修）

第4条 学生は、履修しようとする授業科目を、学則第23条の定めるところにより、所定の手続きに従い届け出なければならない。

- 2 既に単位を修得した授業科目を、再び履修することはできない。
- 3 授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合、その授業科目によっては不開講となることがある。なお、不開講科目の指定については別に定める。

（履修登録単位数の上限）

第5条 1年間に登録できる単位数の上限は、各学科の定めるところによる。

（欠席の取扱）

第5条の2 学生は前条により履修の届出を行った授業科目に出席しなければならない。

- 2 病気又はその他やむを得ない事由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。
- 3 次の各号の一に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、これを欠席として扱わない。
 - (1) 忌引として別に定める日数
 - (2) 学校保健安全法第19条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合
 - (3) 特別な事情により大学が出席不能と判断した場合

（履修の取消）

第6条 他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

第2編（神戸女子大学履修規程）

（単位の認定）

第7条 学則第26条に基づき、単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、評価を受けることができない。

- (1) 評価を受ける科目の履修登録をしていない者
- (2) 授業出席回数が、授業回数の3分の2未満で、教員から無資格の判定があった者
- (3) 授業料その他の学納金未納の者

（成績評価の基準）

第8条 成績の評価は、次の基準によるものとし、学則第29条の規定により「可」以上の評価に単位を与えるものとする。

（平成20年度以前入学生）

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	合格
65点以上, 80点未満	良	
60点以上, 65点未満	可	
60点未満	不可	不合格

（平成21年度～平成25年度入学生）

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	合格
70点以上, 80点未満	良	
60点以上, 70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

（平成26年度以降入学生）

評点の範囲	評価	判定
90点以上	秀	合格
80点以上, 90点未満	優	
70点以上, 80点未満	良	
60点以上, 70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

（不正行為者の科目の取り扱い）

第9条 試験（レポートを含む）において不正行為のあった場合は、その期に履修したすべての科目に単位を与えない。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第2編 (神戸女子大学履修規程)

別表第1 (第3条関係)

令和4年4月1日から施行

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	30時間	器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 器楽Ⅲ 器楽Ⅳ 保育実習指導Ⅰ (保育所) 保育実習指導Ⅰ (施設) 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ
実習	40時間	保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ 栄養教育実習 介護福祉実習Ⅰ (老人保健施設) 介護福祉実習Ⅱ (在宅介護) コミュニティ看護実習Ⅰ コミュニティ看護実習Ⅱ (高齢者) 公衆衛生看護活動論実習 公衆衛生看護管理論実習 医療看護実習Ⅰ 医療看護実習Ⅱ (精神) 医療看護実習Ⅱ (急性期) 医療看護実習Ⅱ (慢性期) 成育看護実習Ⅰ 成育看護実習Ⅱ (小児) 成育看護実習Ⅱ (母性) 助産学実習 総合実習 (地域・在宅)
	42.6時間	介護福祉実習Ⅲ (老人福祉施設)

※事前事後指導の時間数は、演習科目扱いとする。

第2編（神戸女子大学履修規程）

別表第2（第3条関係）

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	保育学（実習及び家庭看護学を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	住居計画学（製図を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15時間	課題探究
実習	20時間	